

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年4月22日付けで本件審査請求の対象となった公文書について非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 令和6年4月8日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

- (2) 本件公文書公開請求の内容は、次のとおりである。

ア 島根県漁業調整規則第50条「漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。」に基づく、知事が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に對し、過去に標識の設置を命じた一切の文書及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が標識を設置した旨の一切の届け出文書

イ 「漁業監視取締船せいふう」の令和〇年〇月〇日～〇年〇月〇日までの航海日誌

ウ 上記イの期間、「漁業監視取締船せいふう」が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇所有
の定置網の設置状況（標識も含む。）に関して調査した際の報告書、その他これ
に関連する一切の文書

- (3) この請求に対して実施機関は、令和6年4月22日付けで次のとおり決定を行った。

ア 対象公文書

- ①漁業法第122条に基づき、島根県知事が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に対し、漁具の標識の設置を命じた一切の文書
- ②島根県漁業調整規則第50条の規定に基づき、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が①の命令に対して、知事に標識を設置した旨を届け出た一切の文書
- ③「漁業取締船せいふう」の令和○年○月○日から○年○月○日までの航海日誌
- ④上記③の期間、「漁業取締船せいふう」が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇所有の定置網の設置状況（標識も含む。）に関して調査した際の報告書、その他これに関連する一切の文書

イ 決定内容

非公開決定

ウ 公開しない理由

- (ア) 対象公文書①、②、④について

条例第10条に該当

特定の法人について、島根県知事から命令を受けた事実、捜査機関（漁業取締船せいふう）から捜査をされた事実及び捜査機関の捜査により法令違反等が明らかとなった事実（以下、「命令等」という。）については、当該法人の社会的評価を損ない、正当な利益を害する情報であるため、同条例第7条第3号に規定する非公開情報に該当する。

当該公文書の存否を答えること自体が、当該法人が命令等を受けていたか否かという非公開情報を公開することとなるので、その存否を答えることはできない。

(イ) 対象公文書③について

条例第7条第6号に該当

当該公文書には、漁業取締船による取締りの頻度、時期及び海域等の取締りの実態が詳細に記載されており、これを公開すると今後行われる取締り活動が容易に推測され、違法若しくは不法な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。

(4) 審査請求人は、本件決定を不服として令和6年5月15日付けで審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、令和6年7月18日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

公文書非公開決定を取り消し、審査請求人の公文書公開請求を認め、請求のあった文書を全部公開する旨の処分を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 条例第10条該当性について

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、島根県知事から許可を得て、一般船舶が航行の自由を有する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の海域において、許可条件を守することを前提として、免許を与えられ、同漁業を営むものである。この定置漁業の行使に当たっては、「船舶の航行及び停泊を妨げないように配慮しなければならない。敷設漁具の外郭には、昼夜、その敷設位置が判別できるよう、必要な標識を設置しなければならない。」との条件が付いている。

ところが、知事から免許を受けた漁業権者〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、令和〇年〇月〇日、この許可条件を守らず、定置漁業を営んでいた疑いがある。これが事実とすれば、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の漁業法に違反する違法操業の疑いが濃厚なのである。

このことについて、漁業権許可権者である島根県が、何らかの処分や指導をしたかどうかは、この海域の航行権を有する一般船舶からすれば、航行の安全とい

業取締りと悪質違反者の摘発に支障をきたす、というのであれば、その限度で非開示とすべきである。本件のように、漁業者ではない一般船舶の関係者が迷惑を蒙るような漁業者の摘発についての部分については、開示することが、却って公共の利益に資するものというべきである。

4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 条例第10条該当性について

本件対象公文書①は、漁業法第122条の規定により島根県知事が特定の漁業者に対して漁具の標識を設置することを命じる不利益処分に関する文書であり、②はその履行状況を届ける文書である。定置漁業の漁具の標識設置については、島根県漁業調整規則第52条の規定により義務付けているとともに、漁業法第86条の規定により漁業権の免許の条件として付されている。島根県知事が漁具に標識の設置を命じる文書は、漁業者がこれらの規定を遵守せず違反している状態が続いているため、是正を強く求める場合に発出するものである。

本件対象公文書④は、「漁業取締船せいふう」の調査報告書である。「漁業取締船せいふう」は島根県が所有、運航する漁業取締船であり、漁業法第128条の規定に基づく漁業監督吏員が乗船し、法令違反の有無の調査や違反の事実の摘発などの漁業取締りに関する業務を行っている。また、漁業監督吏員のうち、検察庁の検事正と協議して指名した者は、漁業に関する罪に関し、刑事訴訟法の規定による司法警察員として職務を行っている。

調査報告書は、漁業監督吏員がその職務を行った時に、漁業監督吏員服務規程第3条の規定により作成する職務報告書であり、漁業関係法令違反（疑いを含む。）に関する漁業取締りの業務内容が詳細に記載されているものである。

本件開示請求は、特定の会社を名指しにして、当該会社が行ったとされる漁業関係法令違反に対して違反状態の是正を命ずる不利益処分に関する書類及びその履行状況の報告並びに疑義情報に対する「漁業取締船せいふう」の調査報告書の開示を求めるものである。

仮に本件対象公文書①、②、及び④が存在する場合は、当該会社が漁業関係法令違反を行った事実及びその疑いがあるため捜査機関（漁業取締船せいふう）から捜査されたという事実、並びに当該案件に対し行政庁から不利益処分を受けた事実を明らかにするものであるが、これらの情報は一般的に事業者にとって不利益な情報であり、当該会社の信用を低下させ、取引先との関係が悪化したり、新たな人材の確保を困難にしたりすることなどが予想され、当該会社の事業活動に支障を及ぼし当該会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある。

また、いずれの文書も法令の規定により公表を義務付けられておらず、仮に作成したとしても従来から公表をしていないものである。

本件対象公文書①、②、及び④の存否を答えることは、当該会社に係るこれらの事実の有無を明らかにするものであり、島根県情報公開条例第7条第3号の非開示

情報を開示することとなることから、条例第10条の規定により本件対象文書の存否を明らかにしないこととしたものである。

本件審査請求人は、「漁業権許可権者である島根県が、何らかの処分や指導をしたかどうかは、この海域の航行権を有する一般船舶からすれば、航行の安全という見地からも重大な事実である。仮に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が違法操業しており、島根県から何らかの処分や指導を受けた、という事実があったとすれば、これを明らかにすることは、むしろ、公共の利益に合致する」と主張するが、特定の会社が過去に行政庁から処分又は指導を受けたかどうかは、当該会社が操業する海域を船舶が安全に航行する上で何ら関連がなく、合理性に欠ける主張と言わざるを得ない。

さらに、「違法操業をやっていて、それを監督官庁から指摘されて、社会的評価を損なうことになるのは、至極当然のこと」と主張するが、違反者であっても当該法人又は個人の有する権利、競争上の地位その他正当な利益は当然に保護されるべきものであり、それらを不当に侵害すべきものではない。

(2) 条例第7条第6号該当性について

本件対象公文書③は船員法第18条第1項第3号の規定により船内に備え置かなければならないとされており、「漁業取締船せいふう」が漁業取締り業務を行った運航状況が詳細に記録されているものである。

漁業取締りは、漁業法第128条の規定に基づく漁業監督吏員の権限により行われる漁業に関する法律の励行に関する事務であり、法令が遵守励行されるよう監督することで、法令違反の有無を調査し、違反の事実を摘発して、違反の防止に貢献することである。

漁業取締りは、取締りがいつ、どこで行われているかについて漁業者等が予測できないことによって、漁業関係法令違反を犯すことをためらうという心理的効果をもたらすところに意味がある。

本件対象公文書③については、取締り活動の効果的な運営を図るため、航海した日ごとに、出港から入港までの航跡等が時刻とともに詳細に記載されているものである。これらの情報が、たとえ過去のものであったとしても、開示されることにより漁業取締船の取締り時期、時刻、海域等が容易に推測され、その結果不法行為を企図するものから対抗措置をとられ、結果的に違反行為を繰り返す悪質な違反者を排除することが困難になるなど、今後の漁業取締りの目的を達成できなくなる恐れがある。

水産資源は無主物であるため、無秩序状態で漁業が行われると資源の枯渇や争奪が起こることから、時期、海域等の制限を設けることにより資源保護と秩序の維持が図られている。一方、制限された海域では制限のない海域に比べて資源が多く残っていると推測されるが、水産資源を獲って生計を立てている漁業者にとって、漁獲量は収入に直結するものであり、漁業という営利事業の特性上、取締りをかいくぐってでも制限された海域で違反操業を行う漁業者が存在することは否めない。

よって、公平な漁業取締りと悪質違反者の摘発を行っていくためにも取締り情報

は非開示とする必要があると認められることから、条例第7条第6号に該当し、非公開としたものである。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件請求対象公文書について

本件公開請求内容は以下のとおりであり、下記の請求対象公文書①、②、④は、実施機関が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「特定事業者」という。）に対し、行政処分又は行政調査等を行った事実があることが前提となる。

- ①漁業法第122条に基づき、島根県知事が特定事業者に対し、漁具の標識の設置を命じた一切の文書
- ②島根県漁業調整規則第50条の規定に基づき、特定事業者が知事に標識を設置した旨を届け出た一切の文書
- ③漁業取締船せいふうの令和〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの航海日誌
- ④令和〇年〇月〇日から〇年〇月〇日の期間、漁業取締船せいふうが特定事業者所有の定置網の設置状況（標識も含む。）に関して調査した際の報告書、その他これに関連する一切の文書

(3) 漁業の取締り等について

ア 漁業監督吏員及び漁業取締船について

水産資源の保存及び漁業の適切な管理等を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）、島根県漁業調整規則（令和 2 年 11 月 26 日島根県規則第 93 号。以下「県規則」という。）等において、操業船舶数、船舶の規模、操業期間、操業区域、漁具・漁法等について規制が設けられている。

これら漁業に関する法令の励行に関する事務をつかさどらせるため、都道府県知事は、漁業法第128条第1項の規定に基づき、職員の中から漁業監督吏員

を命じている。また、漁業取締船せいふう（以下、「取締船」という。）は、島根県が所有、運航する取締船であり、上記の漁業監督吏員が乗船し、法令違反の有無の調査や違反事実の摘発など、海上において漁業取締り業務を行っている。

イ 漁場又は漁具等の標識について

漁業法第 122 条に基づき、都道府県知事は、漁業者等に対して、漁場の標識の建設又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物の標識の設置を命じることができることとされている。これは、漁場区域であることや漁具等が使用されていることについて他に明示させ、第三者が誤って漁業権を侵害したり、漁具等により他の船舶の航行の安全が害されたりすることがないようにするためである。

また、県規則第 50 条において「法第 122 条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。」と定められている。

ウ 航海日誌について

航海日誌は船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 18 条第 1 項において、船長が船内に備え置かなければならない書類として定められている。

(4) 実施機関の処分の妥当性について

ア 本件請求対象公文書①、②及び④について

(ア) 条例第 10 条について

条例第 10 条では、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。これは、特定個人の病歴のような個人に関する情報等、公開請求対象の公文書が存在するか否かが明らかになることにより、本来非公開として保護すべき利益が害される場合をいう。この規定を適用して公開請求を拒否することができるときは、仮に公文書が存在する場合においても、非公開情報に該当して非公開となる時のみである。また、このような拒否をすることとなる類型の公文書については、実際に公文書が存在するか否かを問わず、常に請求を拒否すべきものである。

実施機関は、本件請求対象公文書のうち上記①、②及び④について、公開請求のあった公文書の存否を回答するだけで、条例第 7 条第 3 号の非公開情報を公開することになるので、その存否を回答することはできないと主張してい

る。よって、本件請求対象公文書が仮に存在した場合の非公開情報該当性について検討する。

(イ) 条例第7条第3号について

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行う者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開とすることを定めたものである。

本号の「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に関しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。

また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利を侵害し、あるいは競争上の不利益を与えることにはならなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

(ウ) 条例第7条第3号該当性について

審査請求人は、上記3(2)のとおり、事業者が違法操業をし、監督官庁である島根県から何らかの処分や指導を受けた事実があったならば、航行の安全という見地からも重大な事実であり、これを明らかにすることは、むしろ公共の利益に合致し、これにより社会的評価を損なうことは当然のことであると主張している。

しかし、漁業法第122条に基づく定置漁業の漁具の標識の設置等に関する知事の命令は、これを公表することが法令上義務付けられておらず、実施機関の説明によれば、実際の取り扱いとしても、従来から公表されていないとのことである。この点、実施機関の主張するとおり、事業者が行政処分ないし行政調査等を受けたという情報は、一般的に、事業者にとって不利益な情報であり、当該情報を明らかにされた場合、当該事業者の信用の低下を招き、取引先との関係が悪化したり、新たな人材の確保を困難にしたりすることなどが予想され、その結果、当該事業者の事業活動に支障を及ぼし、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。未だ、公表されていない情報であれば、なおさら、当該事業者が不測の損害を被る可能性は高く、その支障の程度も大きい。

この点、審査請求人は、違法操業をやっていて、それを監督官庁から指摘されて、社会的評価を損なうことになるのは、至極当然と主張している。しかし、情報公開にかかる本判断は、条例の解釈に基づいて判断されるところ、仮

に、漁業法に違反した者であるとしても、その事情だけをもって、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を無下にすることはできない。

確かに、法令違反の重大性によっては、行政処分や行政調査等の内容が開示されることはありうるが、漁業法第 196 条によれば、漁場又は漁具等の標識が未設置であることをもって、直ちに罰則が課されるものではなく、第 122 条の規定による命令に違反したときに処罰される。したがって、漁場又は漁具等の標識の設置を命じられたことのみをもって、行政処分や行政調査等の内容が開示される不利益を甘受すべきともいえない。

また、審査請求人は、最高裁判所平成 13 年 11 月 27 日公文書開示決定処分取消請求事件を参照するが、同判例は、法人等情報にかかる「正当な利益」を「経営上のノウハウ」に限定しておらず、その他の情報が同号の非開示情報に該当し得ることも否定していない。

よって、本件請求対象公文書のうち、特定事業者に対し知事が標識の設置を命じた文書、当該知事の命令に基づき特定事業者が標識を設置した旨を届け出た文書、及び取締船による特定事業者所有の定置網の設置状況に関する調査報告書は、条例第 7 条第 3 号本文の法人等情報に該当する。

(エ) 条例第 7 条第 3 号ただし書き該当性について

本号ただし書きは、本号本文に該当し、通常は非公開とされる法人等の情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報については、公開しなければならない。なお、このことは、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、人の生命、健康、生活又は財産の保護に関し現実に支障が生じ、又は将来生ずるおそれがある場合に、公開する利益とそれによって受ける不利益を十分に検討した上で判断すべきものである。

公益上の理由による義務的開示は、人の生命、健康等の保護に資することが相当程度具体的に見込まれる場合であって、法人等に不利益を強いることもやむをえないと評価するに足りるような事情があることが必要であると解すべきところ（東京高判平成 19 年 11 月 16 日・平成 19（行コ）第 67 号）、本件においては、過去における漁具及びその標識の設置命令及び設置状況にかかる情報の開示が、現在の航行の安全にどれほど寄与するかは明らかではなく、一方、法的に公表が義務付けられておらず、実際の取り扱いとしても、従来から公表されていない情報を、本手続きにおいて開示される特定事業者の不利益は相当以上に大きい。

したがって、仮に本件請求対象公文書が存在するとして、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開する利益が公開されることによって受ける

不利益を上回るとまでは言えず、当該情報は、本号ただし書きには該当しない。

(ウ) 存否応答拒否の適否について

先に検討したとおり、本件請求対象公文書①、②及び④が仮に存在するとした場合、条例第7条第3号に該当すると認められる。

そして、本件公開請求のあった公文書の存否状況は、特定事業者が知事から命令を受けた事実、捜査機関（漁業取締船せいふう）から捜査をされた事実及び捜査機関の捜査により法令違反等が明らかとなった事実に関する情報であり、その存否を回答するだけで、非公開情報を開示することになる。

したがって、実施機関が行った存否応答拒否は妥当である。

イ 本件請求対象公文書③について

(ア) 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、県の機関等が行う事務・事業に関する情報について、当該事務・事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

「適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる」とは、公開のもたらす支障だけではなく、公開の必要性などの種々の利益について比較衡量した結果、公開することの公益性を考慮してもなお、当該事務・事業の適正な遂行に生じるおそれがある支障が看過し得ない程度のものをいう。また、支障の程度については、名目的なものではなく実質的なものであることが要求されている。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

当審査会において取締船の航海日誌を見分したところ、出港してから入港するまでの航走経路や航走時間等の運行状況等が詳細に記載されていることが確認できた。

航海日誌に記載されているこれらの情報を開示すると、将来行われる取締りの海域、日時等が容易に推測され、その結果、法令違反を企図する者が取締りを回避する行動をとった場合、漁業取締りの効果が損なわれ、公平な漁業取締りの事務に著しい支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

よって、航海日誌に記載されている情報が公開されると、今後の漁業取締りに係る事務の目的が達成できなくなるおそれがあるとする実施機関の主張は、相当の理由があると認められることから、取締船の航海日誌については条例第7条第6号に該当し、非公開とすることが妥当である。

ウ 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第184号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 6年 7月18日	実施機関から島根県情報公開・個人情報保護審査会に対し諮問
令和 7年 3月14日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 4月17日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 5月22日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 6月26日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 7月17日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 8月 8日 (審査会第6回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 8月18日 (審査会第7回目)	審議
令和 7年 9月10日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
松尾 澄美	行政書士	第1部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会
籠橋 有紀子	公立大学法人島根県立大学看護栄養学部教授	第2部会